

2002年1月28日

環境省自然環境局自然環境計画課

生物多様性国家戦略見直し担当 御中

青森大学大学院環境科学研究科

環境教育学専攻主任 教授 藤田 均

生物多様性国家戦略の見直しについて

2002年1月9日付で、東北地区自然保護事務所より意見照会がありましたので、次のとおり新・生物多様性国家戦略骨子事務局案に対する意見を申し述べさせていただきます。

記

全体的に、良くできており、早期に見直しを終え、公表、実施を行っていただきたいと希望しています。

ただいくつかの点について、及び明らかにしていただきたい点に関しての意見を含めて、意見を申し述べます。なお、意見が無い節については賛同していると御解釈下さい。

第1部第1節1．第1の危機

(質問) 食糧確保のための農薬の使用、東南アジア等における焼き畑の拡大についても、この危機の範疇に入っているのですか？

同 第3節2．日本の生物多様性の特徴

(意見) その通りですが、亜熱帯林が日本に存在することを強調していただけないでしょうか。亜熱帯林を持つ国は、日本の他には世界中でほとんど無いと思われま

同 第5節2．各種保護地域制度等の現状

(意見) 保全の現状について記述する中で、次のことを記述されるよう希望します。

「林野行政として拡大造林がなされる以前に、国立公園法(自然公園法)が存在していたため、国立公園等内で生物多様性が保全されたこと。」

「里地、里山、陸水域、浅海域を対象とした保護制度上の規制が、奥地、高山地域の法規制と比べて、現在でも未だ弱いこと」

第2部第1節1．生物多様性の持つ意味

(意見) 文中に「安全な飲み水の提供」とあるが、そればかりではなく、生物多様性の保全は、「おいしい水、おいしい空気の確保」にも貢献していることも記述していただきたい。これらは、人が自然の中に入ろうという気持ちを起こす理由の柱です。

同 第1節1.(2) 里地里山等の保全と利用

(意見) この内容に次の観点をプラスいただけないか。

農薬の安全性の確保は現在人間の健康影響からのみ見られているが、野生動物、昆虫(メダカなども。)などを含んだ生物多様性の影響上どうかという観点。

同 同 (5) 環境教育・環境学習

(意見) 本文に何が書かれるのか不明ですが、環境教育を行う指導者の充実、小、中、高校での総合的な学習の時間における取り組みなど欠かさずに記載下さい。

同 第2節 (2) 里地里山等中間地域

(意見) 本文に加えて、可能な地域という条件付きで...、「ツキノワグマなどいくつかの野生動物生息域と人間経済活動地域との棲み分けを図る必要」についての記述を。

同 同 (5) 海岸・浅海域・海洋

(意見) 本文に加えて、法制度のバックアップを。なお、本意見は、第1部第5節2.の意見とダブっておりますので、どちらかに記述いただければと希望します。

同 第3節 2. 里地里山等中間地域における保全

(意見) 本文を実行あらしめるため、しっかりした法規制もお願いします。(なお書きは前項に同じです。)

第4部第3節3. の次ぎ

(意見) 1項から3項まで全て人間の作った施設内における遺伝資源の保護が述べられていますが、自然の状態の中での遺伝資源の保護、例えば林野庁が行っている素晴らしい制度である国有林の「森林生物遺伝資源保存林」等のようなものについての項を設けていただけないか。また、その中には、国有林だけでなくその他の地域も含めて、情報公開を行い識者の意見を取り入れつつ、適正な設置を行うようなしくみも提案いただければと希望いたします。

同 第7節 環境教育・環境学習

(意見) 中身としては、具体的、予算的な裏付けがあるものを、言い換えれば抽象的でなく実現性のあるものを希望しています。

同 第9節 経済的措置等

(意見) 前項と同様具体的のものの記述を。例えば、トキ、シマフクロウの野生復帰を図るため、低農薬使用農家への助成金等です。